

令和2年第5回九戸村農業委員会総会

議 事 録

下記のとおり、令和2年第5回九戸村農業委員会総会を招集した。

1 招集の日時 令和2年5月21日 午後2時00分～

1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室

1 出席委員数 8名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
7 番	〃	関 口 富貴子
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 5名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11 番	推進委員	芥 藤 誠 一
12 番	〃	田 澤 松 雄
14 番	〃	大 崎 善 孝
15 番	〃	小井田 重 雄
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

2 番	委 員	平 中 実 博
6 番	〃	七 戸 はるみ
13 番	推進委員	松 澤 浩 二

1 説明・職務のため出席した者

事務局長 杉 村 幸 久

主任 大 崎 篤 史

主事 中 村 学

提出議案

- 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による届出について」
- 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」
- 議案第3号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」
- 議案第4号 「九戸村農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」

議長	<p>開会 午後2時00分～</p> <p>ただ今から令和2年第5回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中8名であります。よって本会は成立いたします。また、今回も推進委員さんに出席して頂いております。なお、平中委員さん、七戸委員さん、松澤推進委員さんからは所用のため欠席する旨の報告を受けております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議事録署名委員に8番南委員と9番山地会長職務代理者、書記には事務局の中村主事を指名致します。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題としますが、ここで事務局より報告がありますのでお願いします。</p>
事務局 議長	<p>【事務局経緯説明】</p> <p>それでは、報告案件がないため、議案審議に移りたいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
事務局 議長	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番 事務局 議長	<p>●●さんは、●●何年目ですか。</p> <p>●●して、新規就農者者の認定を受けて独立して農業をされています。他ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
事務局 議長	<p>ないようですので、議案第1号は原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
14番	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。現地確認につきましては、私と大崎推進委員さんが行いました。確認結果につきましては、大崎推進委員さんから報告をお願いします。</p> <p>本日9時半より、申請者の●●さん宅で、私と千葉会長、事務局の中村さんと大崎</p>

	<p>さんが立会しました。申請者であります●●さんからは、●●と●●が立会しました。場所は先ほど説明にありましたが、●●に行く交差点がありますが、直進して200～300m程あがった場所にあります。地目は畑ということで、●●さんが離れを建築したものでございます。周りの農地に対して、特に損害を与えるような場所ではありません。また、悪意があって建てたわけではないと見て参りましたし、相続した土地ですので、やむを得ないと思います。以上です。</p>
<p>議長 15番</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。追認という言い方をしましたが、何らかの理由で既に農地を転用したことを認めて下さいということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員さんのおっしゃるとおりです。今のところ農地法の許可がない状態ということになりますので、これを将来に向かって解消するという手続きになります。</p>
<p>3番 事務局</p>	<p>県と協議しているという話でしたが、県が追認でいいよ、ということだったの。現状や至った経緯をご説明し追認で処理したい旨相談したところ、常設審議委員会</p>
<p>議長</p>	<p>で説明し意見を伺い処理を進めるよう、ご助言を頂きました。</p>
	<p>他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、議案第2号は、原案のとおり意見なしと決定することにご異議</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、</p>
	<p>原案のとおり、意見なしと決定されました。</p>
	<p>つづきまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の</p>
	<p>承認について」を議題とします。先に小井田推進委員さんに関係する案件3番と14</p>
	<p>番を審議致します。小井田推進委員さんは退席をお願いします。</p>
	<p>(小井田推進委員 退席)</p>
	<p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案書を読み上げて説明】</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、案件3番と案件14番は、原案のとおり承認することにご異議ご</p>
	<p>ざいませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第3号の案件3番と案件14番は、原案のとおり承認されました。</p>
	<p>次に野辺地委員さんに関係する案件の審議に入ります。野辺地委員さんは退席をお</p>
	<p>願いします。小井田推進委員さんを議席に案内してください。</p>
	<p>(小井田推進委員 着席)</p>
	<p>(野辺地委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案書を読み上げて説明】</p>

<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、案件5番と6番は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号、案件5番と6番は原案のとおり承認されました。野辺地委員さんを議席に案内してください。</p> <p>(野辺地委員 着席)</p> <p>残りの案件の審議に移ります。説明願います。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、只今説明のあった案件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号は原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第4号「九戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
<p>事務局 議長 3番 事務局 3番</p>	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>概要書の8ページの面積が㎡ですが、これでいいのですか。</p> <p>こちらの面積の単位はhaと考えられますので、村にお知らせしたいと思います。</p> <p>計画書の5ページの下表ですが、カッコ内が現在の面積、下が見直し後の面積ですが、3ha減っていますが、なぜでしょうか。</p>
<p>事務局 3番 事務局 3番</p>	<p>東日本大震災があったときに、一級基準点等が被災した関係で少なくなったと記憶しております。</p> <p>昔は市町村間での境界変更とかあったけど、それは？</p> <p>境界変更案件は近年ございません。</p> <p>計画の中に村の総合発展計画が書いていますが、村の総合計画にスマート農業は入っていますか。スマート農業じゃないとなかなか出来ないと思いますが、書いていないのならいいのですが、この計画書は変更できるのですか。</p>
<p>事務局 15番</p>	<p>県のヒアリング等を受けて、これでいきたいですと事前協議にあげたものです。その回答として、この内容であれば同意をしますので所定の手続きを進めなさい、と受けたものですので、それが動くとなれば変更協議が必要になると思います。</p> <p>5年に1回の見直しということですが、5年間の間で大きく変わったことがあれば教えて下さい。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1の振興の方向というような前の計画のほうでは総合発展計画に沿っているかとは思ったのですが、独自の言い回し等があったということだったので、こちらは上位の計画である総合発展計画に合わせたものになります。また、数字的なものは必ず動</p>

	<p>きがあるので訂正してあるということですので、こちらの計画につきましては大きく変わるといことはございません。</p>
14 番	<p>これは村独自の計画ということですよ。5年に1回の見直しで、報告のような感じで見えていたが、よろしいですか。こうやっていこうという村の未来像の計画であって、ここでの意見は特にないものと思っております。</p>
15 番	<p>国連では今後10年間小さな家族農業を大事にすると総会で決定されておりました。今までは大規模経営が世界で大多数を占めていたが、そうではなく基本的には小さな農家が食糧基盤を支えていると見解を変えておりました。例えば村の方向付けとしても今の状態で進んでいくのはいいのかもしれないけれど、将来に渡って人口を減少させずに人口を定着させていくには住むことになると思うのですが、そうするには農業に携わる人が増えることだと思っております。そういうことをこれから5年間で細かく計画を進めながら影響力が出てくるのではないかと思います。その時に3番委員の言われたスマート農業や農業で暮らしていく為の政策も計画の中には当然入れるべきだと思います。目先で見えることも大事ですが、先の事を見据えた取り組み方を色々な分野から参考にしてもらいたいという意見です。</p>
事務局 議長	<p>ご意見をとって承りました。次期計画策定時に検討するよう村に伝えます。 他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、議案第4号は原案のとおり、意見なしと決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第4号「九戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」は、原案のとおり、意見なしと決定されました。</p>
	<p>本日の議案は以上です。</p>
	<p>これを持ちまして、令和2年第5回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。</p>
	<p>事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>
	<p>閉会日時 令和2年5月21日 午後2時58分終了</p>